

**安曇野市景観条例施行規則（改正案）【改正箇所抜粋】**

※今後の法規審査等により、変更・修正となる場合があります。

（面積、高さ等の算定方法）

第3条 この規則において高さの算定方法は、地盤面からの高さとし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔及び屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分、建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備並びに棟飾及び防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物（避雷針、アンテナ等の軽微な建築設備を除く。）を算入する。

2 この規則において面積等の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条に規定する方法によるものとする。

（計画提案）

第6条 法第11条第1項又は第2項の規定による提案は、景観計画提案書（様式第1号）による。

2 条例第9条第5項の規定による景観づくり重点地区の指定又は変更に係る提案は、景観づくり重点地区提案書（様式第2号）によるものとし、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 景観づくり重点地区の区域を示す図面
- (2) 条例第9条第5項の規定による要件を満たす同意があることを示す書類（行為の届出等）

（標識の設置方法）

第8条 条例第12条第6項の規定により設置する標識は、景観づくり重点地区内における行為の標識（様式第4号）によるものとする。

2 標識の近傍には、当該景観づくり重点地区に定められた行為制限（景観計画において数値基準の定められているものに限る。）に適合していることを示す図表を、見やすい方法で掲示しなければならない。

3 条例第12条第7項の規定による届出は、景観づくり重点地区内における行為の標識設置の完了届（様式第5号）によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 標識の設置場所を明示した図面
- (2) 標識の設置状況及び記載内容がわかる写真

4 景観づくり重点地区内における行為の標識は、その行為に係る工事が完了するまで設置しなければならない。

5 景観づくり重点地区内における行為の標識の設置及び管理に係る費用は、設置者の負

担とする。

(完了の届出)

第14条 条例第20条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届（様式第10号）によるものとし、工事の完了がわかる写真を添付しなければならない。

- 2 前項の写真には、景観計画において数値基準が定められている部分（色彩、壁面後退距離その他これに類するもの）が確認できるよう、適切な角度及び距離から撮影した写真を含めなければならない。

(事前協議の申出)

第15条 条例第21条第1項前段の規則で定める大規模行為は、別表第3のとおりとする。

- 2 条例第21条第1項後段の規定による事前協議の申出は、景観計画区域内における大規模行為事前協議書（様式第11号）によるものとし、別表第4に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- 3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

(事前協議の終了)

第16条 条例第21条第4項の規定による事前協議終了の申出をしようとする者は、景観計画区域内における大規模行為事前協議協議終了申出書（様式第12号）を提出しなければならない。

- 2 条例第21条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における大規模行為事前協議結果通知書（様式第13号）により行うものとする。

第17条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号、以下「省令」という。）第7条第1項又は第2項に規定する景観重要建造物の指定の提案書は、景観重要建造物等指定提案書（様式第14号）によるものとする。

- 2 省令第12条第1項又は第2項に規定する景観重要樹木の指定の提案書は、景観重要樹木指定提案書（様式第15号）によるものとする。

(景観重要建造物として指定しない旨の通知)

第19条 法第20条第3項の規定による景観重要建造物として指定しない旨の通知は、景観重要建造物として指定しない旨の通知書（様式第18号）により行うものとする。

- 2 法第29条第3項の規定による景観重要樹木として指定しない旨の通知は、景観重要樹

木として指定しない旨の通知書（様式第19号）により行うものとする。

（所有者の変更）

第23条 法第43条の規定による届出は、所有者変更届（様式第22号）によるものとする。

（景観重要眺望点の公表）

第24条 条例第28条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を市の公式ウェブサイトその他適切な方法により行うものとする。

- （1） 名称
- （2） 所在地（住所並びに緯度及び経度）
- （3） 指定年月日
- （4） 管理者（名称及び連絡先）
- （5） 位置図（座標を付したもの）
- （6） 眺望方向及び眺望対象
- （7） 代表的な眺望を示す写真

（景観重要眺望点を示す標識等の設置）

第25条 市長は、景観重要眺望点の周知のために必要があると認める場合にあっては、標識その他の案内（以下「標識等」という。）を設置することができる。

- 2 前項の規定による標識等の設置にあたっては、眺望の阻害防止、周辺景観への配慮、安全性、維持管理の容易性及び関係法令との整合を勘案し、適当な形態及び最小限の規模のものとする。
- 3 第1項の規定による標識等の設置が適当でないとする場合は、既存工作物への表示、路面標示、電子的な方法その他適切な方法により周知を図るものとする。
- 4 第1項の規定による標識等を私有地に設置する場合は、その土地の所有者等の同意を得るものとする。

（景観づくり住民協定の認定）

第26条 条例第29条第1項の規定による景観づくり住民協定の認定は、次に掲げる事項全てに該当するものについて行うものとする。

- （1） 建築物及び工作物の位置、形態、色彩、意匠、材料若しくは敷地の緑化又はまち並みの美化等景観づくりに関する事項が定められていること。
- （2） 景観づくり住民協定の有効期間が原則として5年以上であること。
- （3） 景観づくり住民協定の区域内の市民等のおおむね3分の2以上の合意によるもの

であること。

(景観づくり住民協定の申請等)

第27条 条例第29条第2項の規定による申請は、景観づくり住民協定認定申請書（様式第23号）によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 景観づくり住民協定に係る協定書の写し
- (2) 景観づくり住民協定の区域を示す図面

2 市長は、景観づくり住民協定認定申請書の提出があったときは、その内容を審査して、認定の可否を決定し、その旨を景観づくり住民協定決定通知書（様式第24号）により通知するものとする。

別表第2（第9条関係）

行為の種類	面積又は高さの規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	床面積 10 平方メートル
建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更（同色の塗替えを含む。）	変更面積 25 平方メートル
プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類及び処理施設類の新設、増設、改築又は移転	高さ 10 メートル及び築造面積 20 平方メートル
電気供給等施設等（建築基準法第 88 項第 1 項の規定の適用を受けないものを除く。）の新設、増設、改築又は移転	高さ 8 メートル
プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類、電気供給等施設等以外の工作物（建築基準法第 88 項第 1 項の規定の適用を受けないものを除く。）の新設、増設、改築又は移転	高さ 5 メートル
開発行為	面積 300 平方メートル並びに法面及び擁壁の高さ 1.5 メートル
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 300 平方メートル並びに法面及び擁壁の高さ 1.5 メートル
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積 100 平方メートル及び堆積の高さ 3 メートル

別表第3（第15条関係）

行為の種類	面積又は高さの規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ20メートル超又は建築面積1,000㎡超
プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類及び処理施設類の新設、増設、改築又は移転	高さ20メートル超又は築造面積1,000㎡超
電気供給等施設等（建築基準法第88項第1項の規定の適用を受けないものを除く。）の新設、増設、改築又は移転	高さ20メートル超。ただし、建築基準法施行令第138条第1項第2号の括弧書きの規定で除かれるものを除く。
プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類、電気供給等施設等以外の工作物（建築基準法第88項第1項の規定の適用を受けないものを除く。）の新設、増設、改築又は移転	高さ20メートル超
建築物の建築等又は工作物の建設等の用に供する土地（一戸建ての住宅の用に供する住宅の建築等の用に供するものを除く。）の形質の変更	面積5,000平方メートル超

別表第4（第15条関係）

行為の種類	図書
建築物の建築等、工作物の建設等	行為を行う土地の位置及びその土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
	行為を行う土地の区域内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
	行為を行う土地の区域内における駐車場及び緑地等の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
	建築物又は工作物の彩色が施された 2 面以上の立面図で縮尺 100 分の 1 以上のもの
	行為を行う土地及びその周辺の状況を示す写真（2 方向以上から撮影したもの）
	市長が指示する地点から、建築等をしようとする建築物又は建設等をしようとする工作物の敷地の方向に向かって、その敷地及びその周辺の状況を撮影した写真にその建築物又は工作物の透視図を合成し、その地点からの将来の景観を予想した図面
建築物の建築等又は工作物の建設等の用に供する土地（一戸建ての住宅の用に供する住宅の建築等の用に供するものを除く。）の形質の変更	行為を行う土地の位置及びその土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
	行為を行う土地の区域内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
	行為を行う土地の区域内における駐車場及び緑地等の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
	行為を行う土地及びその周辺の状況を示す写真（2 方向以上から撮影したもの）
	市長が指示する地点から、建築等をしようとする建築物又は建設等をしようとする工作物の敷地の方向に向かって、その敷地及びその周辺の状況を撮影した写真にその建築物又は工作物の透視図を合成し、その地点からの将来の景観を予想した図面